

定款改訂の認可について

平成 14 年 7 月

平成 14 年度総会で承認された定款改訂が、5 月 30 日、文部科学省から認可され、ただちに施行されました。

主たる改訂点は「代議員制への移行」です。従来、すべての正会員、名誉会員は民法上の社員、ということになっていて、総会での議決権を持っていました。これに対して、多くの他学協会は、文化科学省の指導もあって、現在代議員制に移行しつつあります。本学会もこれを受けて、代議員制をとることにしたものです。具体的には、正会員または名誉会員から選出された代議員および役員（理事・監事）が民法上の社員となり（第 21 条）、総会での議決権を持つこととなります（第 20 条）、これにより、代議員でない正会員、名誉会員は総会での議決権を失いますが、総会に出席して意見を表明する権利は引き続き確保されています（第 10 条）。

さらに、総会の招集は会計年度終了後 2 ヶ月以内から 3 ヶ月以内となりました。これにより、現在は 4 月中に開催しなければいけなかった総会が 5 月に延ばすことも可能になったので、たとえば、遅めの春の研究発表会を設定し、地方支部からの代議員、正会員も出席しやすい環境を作ることが可能になりました。早速、来年春の研究発表会において総会及び表彰関係の行事が可能かどうか検討に入っています。

以上、定款改訂の認可についてご報告します。なお、これに伴う細則については最小限度の変更が平成 13 年 9 月の理事会にて承認され、定款改訂認可に併せて改訂されますが、役員、代議員の選出については当面これまでどおりで、その改訂については今後の課題となっています。

第 1 回理事会議題 (14-5-20)

- 平成 13 年度評議員会議事録の件
- 平成 13 年度第 7 回理事会議事録の件
- 平成 14 年度通常総会ならびに
春季支部長会議議事録の件
- 入退会承認の件
- 平成 14 年度委員会委員・幹事委嘱の件
- 平成 14 年度第 1 回 OR セミナー予算案の件
- 企業フォーラム開催の件
- 国際会議協賛の件
- 平成 14 年度研究部会「環境システム」の件
- IFORS 視察団の件
- 第 19 期学術会議委員選考の件

会合記録

5 月 7 日(火)	機関誌編集委員会	14 名
5 月 10 日(金)	庶務幹事会	10 名
5 月 14 日(火)	研究普及委員会	10 名
5 月 20 日(月)	理事会	14 名
5 月 28 日(火)	表彰委員会	5 名